

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急病院の認定 ・長崎県難病相談・支援センターの指定管理者の指定 <p>○長崎県水産部関係補助金等交付要綱の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港漁場整備法に基づく漁港管理者の監督処分 ・道路の供用開始 ・一般競争入札の参加者の資格等 <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗の変更事項届出 ・県営土地改良事業計画の決定 ・一般競争入札の実施 <p>◎ 監査委員公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度普通会計定期監査（前期）に係る措置の公表 <p>◎ 雑 報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札の実施（2件） 	<p>所管課（室）名</p> <p>医療政策課 国保健康増進課 漁政課 漁港漁場課 道路維持課 物品管理室</p> <p>経営支援課 農村整備課 物品管理室</p> <p>監査事務局</p> <p>長崎県公立大学法人</p>
---	--

告 示

長崎県告示第37号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、次のとおり救急病院として認定した。

令和6年1月26日

長崎県知事 大石 賢吾

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
日本赤十字社 長崎原爆病院	長崎市茂里町3番15号	令和6年2月1日	令和9年1月31日
医療法人雄人会 三川内病院	佐世保市三川内本町290番地	令和6年2月1日	令和9年1月31日

長崎県告示第38号

長崎県難病相談・支援センター条例（平成18年長崎県条例第24号）第2条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年1月26日

長崎県知事 大石 賢吾

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
長崎県難病相談・支援センター	長崎市恵美須町4番5号 一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき 代表理事 福地 照子	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

長崎県告示第39号

長崎県水産部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第398号）の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和6年1月26日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前						
別表（第2条関係） 水産加工流通課関係					別表（第2条関係） 水産加工流通課関係						
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補 助 対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補 助 対象者
1～7 略					1～7 略						
8	長崎県水産物学校給食活用推進事業費補助金	学校給食への水産物の活用推進等を支援することにより、 <u>ALP S処理水の放出に伴う中国の日本産水産物の輸入停止等で在庫過多となっている</u> 養殖魚等水産物の消費拡大を図る。	インバウンド需要の減少、輸出の停滞、外食需要の減少等により、在庫の滞留、価格の低下等が生じている水産物を学校給食用の食材として提供する事業に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	長崎県漁業協同組合及び漁業協同組合	8	長崎県水産物学校給食活用推進事業費補助金	学校給食への水産物の活用推進することにより、 <u>新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け輸出停止等で在庫過多となっている</u> 養殖魚等水産物の消費拡大を図る。	インバウンド需要の減少、輸出の停滞、外食需要の減少等により、在庫の滞留、価格の低下等が生じている水産物を学校給食用の食材として提供する事業に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	県内に本社又は事業所を有する法人
9～14 略					9～14 略						
15	県産水産物販売促進緊急対策事業費補助金	<u>ALP S処理水の放出に伴う中国の日本産水産物の輸入停止等により</u> 県産水産物の荷動きが悪化していることから、量販店等での販売促進キャンペーンの展開による消	略			15	県産水産物販売促進緊急対策事業費補助金	<u>新型コロナウイルス感染症の拡大により都市部向けの天然魚等の荷動きが悪化していることから、</u> 量販店等での販売促進キャンペーンの展開による消費拡大の取組等	略		

る。

令和6年1月26日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 雲仙千々石線	雲仙市千々石町庚字上通山4760番3地先から 雲仙市千々石町庚字上通山4760番2地先まで	令和6年1月26日

長崎県告示第42号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和6年1月26日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

6入札第1号 全世帯広報誌【単価契約】 約490,000部／1回×12回発行

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和6年2月14日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

- ク 取扱品目明細書（様式第4号）
 - ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
 - コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
 - サ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕 〒850-8570長崎市尾上町3-1
 - 〔名称〕 長崎県出納局物品管理室
 - 〔電話〕 095-895-2884
 - 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕 <https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知
- 資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告
- 競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。
- 6 3の(2)、3の(3)のイからロまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。
- 7 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年9月30日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
- (1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。
- 8 資格の取消し等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
 - (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
 - (3) 資格取消等の通知
- 競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年1月26日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アミュプラザ長崎

長崎県長崎市尾上町1番1号

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

九州旅客鉄道株式会社

福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和5年11月10日 外

2 届出年月日

令和6年1月11日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営農村地域防災減災事業（ため池整備工）柳ノ又地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年1月26日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

柳ノ又地区県営農村地域防災減災事業 土地改良事業計画書

2 縦覧期間

令和6年1月26日から令和6年2月15日まで

3 縦覧場所

平 日：平戸市役所農林水産部農林整備課

土日祝日：平戸市役所警備員室

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和6年1月26日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

6入札第1号 全世帯広報誌【単価契約】 約490,000部／1回×12回発行

(2) 購入物品の特質等

仕様書のとおり

(3) 契約期間及び納入期間

契約期間：契約締結日から令和7年3月31日

納入期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日

(4) 納入場所及び条件

仕様書のとおり

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（単価）を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県出納局物品管理室

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和6年2月14日 17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和6年3月7日 17時00分

8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

(期日) 令和6年3月8日 10時00分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和6年3月7日 17時00分(必着)

(提出先) 長崎県出納局物品管理室

(その他) 郵送による場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額(契約単価に予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をいう。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(14)から(18)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき。(入札者が代

表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。)

- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (15) 代理人が入札したとき。
- (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (18) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Publication (12times a year): All households public relations magazine
Number of copies : approximately 490,000
- (2) Delivery period:
From April 1, 2024 to March 31, 2025
- (3) Delivery place:
Nagasaki Prefectural Government Public Relations Division a total of 50 locations
- (4) Time-limit for tender by registered mail:
5:00 p.m. March 7, 2024
- (5) Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. March 8, 2024
- (6) Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL.095-895-2881

監査委員公表

監査委員公表第1号

令和5年10月3日付R05-21000-00726の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年1月26日

長崎県監査委員	下田	芳之
同	砺山	和仁
同	近藤	智昭
同	饗庭	敦子

R05-01090-04726

令和5年11月24日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 近藤 智昭 様
長崎県監査委員 饗庭 敦子 様

長崎県知事 大石 賢吾
(公 印 省 略)

令和5年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置状況について（通知）

令和5年10月3日付R05-21000-00726にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

令和5年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R 5.11.24提出）
1	総務部	職員厚生課	振動工具取扱業務従事者健康診断業務委託において、医療法に定める診療所開設許可に係る手続の要否を確認しないまま契約手続きを行っている。	医療機関以外で実施する健康診断について、医療法に定める診療所開設許可などに係る手続の要否の確認等を確実に行ったうえで契約手続を行うようにするため、健康診断に係る契約事務チェックリストの施行伺いの欄に、「健診会場が医療機関以外の場合は、医療法の手続きの要否等について確認・検討したか。」というチェック項目を追加しました。
2	総務部	管財課	出島交流会館環境衛生管理業務委託において、再委託の承認がされていない。	受託者から水質検査の再委託承諾申請書を提出させ、水質検査業務の再委託について書面で承諾を行いました。 更に再発防止策として、契約までに再委託の業務の有無の確認を行う事をチェックリストに追加しました。
3	総務部	管財課	出島交流会館エレベーター保守業務委託において、2人体制で検査を行ったことを報告書に記載していない月があり、履行確認が不十分である。 また仕様書で定める昇降機検査資格者搭載証の写しを徴取していない。	2人体制での点検等が実施されていない月があったことが確認されたため、経緯と再発防止策を書面で提出させ、確実に2人体制で実施するよう指導し、7月から適正に実施されています。 また、昇降機検査資格者搭載証の写しを徴取するとともに、報告書受領時の履行確認を徹底するなど、チェック体制についても見直しを行いました。
4	総務部	スマート県庁推進課	仮想端末基盤の賃貸借及び保守契約外1件において、予定額の積算が誤っている。	機器のリース契約において、リース月額の算出の際に誤って保守料を含めてリース料率を乗じて算定していたものであり、今後同様の誤りが生じないよう積算様式の見直しを行っております。 また、併せて契約事務チェックリストの改定を行い、リース契約の積算において見直し後の積算様式を使用しているか確認する項目を追加したことにより、ミス防止を図っております。 今後は複数職員での確認を徹底し、適正な事務の執行に努めてまいります。
5	総務部	学事振興課	普通財産（建物）の貸付において、普通財産貸付台帳を作成していない。	普通財産貸付に係る事務手続について理解しておらず、貸付台帳の作成を失念したものであり、普通財産の貸付に必要な事務手続について、規則等を確認のうえチェックリストを作成し、普通財産の貸付の際には、当該チェックリストにより複数人で確認することとしました。 なお、予備監査での指摘を受け、当該普通財産に係る貸付台帳は作成済みです。
6	危機管理部	消防学校	ガス炊飯器の購入に際して、不用となった既存のガス炊飯器の処分を産業廃棄物処分許可を有していない納入業者に依頼している。	廃棄物処理法の運用に基づく「下取り」による処分を国の通達に定める要件を十分確認しないまま行ったものであり、今後は、担当者から所属長までの複数の職員で予め法令等を十分検討するとともに、内容把握及び確認を徹底し、適切な事務処理に努めてまいります。

令和5年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R5.11.24提出）
7	地域 振興部	島原振興局 建設部 河港課	備品の不用決定において、決裁を受けずに手続きを行っているものがある。	<p>該当備品については、「購入」の区分で登録されておりましたが、実際は借入品であり、登録を誤ったことから処理の誤りにつながり、また、適切な決裁手続きがされていなかったものです。このことから、関係職員間で物品取扱規則の再確認及びシステムの取扱等共有を図っております。</p> <p>今後、物品取扱規則の遵守並びに複数職員によるチェック体制の強化を図り適切な物品管理に努めてまいります。</p>
8	文化観光 国際部	文化振興・世界 遺産課	<p>世界遺産巡礼の道モニターツアー実施に係る仕様書において、内容が不明確である。</p> <p>また、施行伺において、一者随意契約の理由、予定額やその根拠、見積書徴取省略などが記載されていない。</p>	<p>今後、同様の事業を実施する際は、仕様書に相手方が履行すべき内容とその期限を明記するとともに、施行伺に一者随意契約に必要な内容を漏れなく記載するなど、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
9	文化観光 国際部	国際課	<p>物品（クリーンボックス）の購入において、一者随意契約とした理由が適切ではない。</p> <p>また、購入したクリーンボックスについて、物品出納簿に登録されていない。</p>	<p>今後、随意契約を締結する場合は、安易に一者随意契約とせず、複数見積など競争性を発揮する方法に移行できないかの検討を徹底してまいります。</p> <p>また、物品購入時には、登記の必要性の確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
10	県民生活 環境部	環境保健研究セ ンター	<p>予算執行整理簿（需用費及び備品購入費）の総務課長による毎月の確認が行われていない。</p>	<p>予備監査で指摘を受けた後は毎月手順通りに確認を行っております。</p> <p>今後は、処理漏れがないようスケジュール登録等による共有を図り、適切な事務処理に努めてまいります。</p>
11	県民生活 環境部	統計課	<p>「長崎県EBPMモデル研究及び統計人材の育成事業」企画運営等業務委託において、予定額の積算根拠が不明確である。</p> <p>また、関係書類の整備が不十分である。</p>	<p>関係書類の整備については、予備監査受検後、同日中に一連のファイルへ資料を綴り整備しました。</p> <p>また、契約事務チェックリストに積算根拠が明確であるか、及び関係書類の整備が適正に行われているかを確認する項目を追加し令和5年10月4日に課内へ周知しました。</p> <p>今後は、項目を追加した契約事務チェックリストを用いて施行伺・契約締結・検査時に加え業務開始時等にも確認を徹底してまいります。</p>
12	県民生活 環境部	地域環境課	<p>令和4年度地球温暖化防止対策等普及啓発事業委託の精算において、委託期間外の納品書が添付されており、精算確認が不十分である。</p>	<p>令和5年3月24日に委託事業者から事業報告書を受領した際、当該業務の成果品が3月23日に納品されていることを確認しましたが、納品書が不足していたことから、早急に添付するよう指示したところ、3月27日付けで納品書が提出され、委託期間外の日付であったことによる案件です。</p> <p>このため、納品日の取扱いについて予備監査終了後直ちに委託事業者を指導しました。</p> <p>今後は、納品書の日付の確認を徹底します。</p>

令和5年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R5.11.24提出）
13	県民生活 環境部	資源循環推進課	県内巡回展業務委託（請負）において、仕様書を変更しているにもかかわらず、変更契約を行っていない。	本事例について、職員への周知徹底を図るとともに、契約の処理手続きにおいて、複数人でチェックする体制を徹底し、再発防止に努めてまいります。
14	県民生活 環境部	自然環境課	対馬自然の森案内業務委託において、業務完了後に行うべき精算確認を行っていない。 また、前金払により支出しているが、必要性等について検討されていない。	当委託業務の精算確認については、受託者に対し契約書に規定されている精算報告を求め、本年6月28日受理、同日付で額を確定しました。 また、前金払の必要性の検討については、本年度契約分より実施しております。 今後は、契約内容を十分理解のうえ複数人による確認を徹底し、適切な事務処理に努めてまいります。
15	県民生活 環境部	環境保健研究センター	バイオメディカルフリーザー外3品の購入において、検収調書を作成していない。 また、書面による検査下命を行っていない。	備品4品をまとめて購入する売買契約において、1品あたりの価格がそれぞれ100万円未満であったため、検査下命及び検収調書の作成は必要ないものと誤認していたものです。 今後はこのようなことのないよう、入札・契約事務マニュアルに沿った適切な事務処理に努めてまいります。
16	県民生活 環境部	地域環境課	大村湾浮遊ゴミ除去対策事業補助金において、補助金額に変更が生じたにもかかわらず、変更交付申請書が提出されていない。	対象事業の実績額と交付決定額の差異を確認した時点が補助対象事業の期間終了後であったため、変更交付申請手続きや承認手続きを行うことができなかったものです。 このため、補助対象者に対し県補助金等交付規則などの関係規程を令和5年7月6日付で改めて周知しました。 今後は、事業期間中に現地調査を実施する等により交付決定額に変更が生じた場合は、速やかに変更交付承認申請書の提出を求めるとともに、交付規則等に基づき、適切な事務処理に努めてまいります。
17	県民生活 環境部	諫早食肉衛生検査所	劇物の管理において、毒劇薬物管理簿を作成していない薬品や消耗品等出納簿に登録していない薬品がある。 また、劇毒物保管庫の中に、一部の一般試薬が保管されている。	毒劇薬物の管理徹底が不十分であったことから生じた案件です。 未作成の毒劇薬物管理簿については、令和5年5月15日の予備監査で指摘を受けた後、直ちに作成を行い、毎月の毒劇薬物管理簿の確認時に、消耗品等出納簿をあわせて回覧し突合を行うことで齟齬が生じないようにするとともに、消耗品等出納簿への登記漏れを防ぐため、物品購入時は購入伺簿に毒劇物と分かるように記載し、毒劇物に知識のない者でも容易に判断できるようにしました。 また、毒劇物保管庫に保管されていた一般試薬は一般薬品庫に移動し、毒劇物は専用で管理しています。 今後はこのようなことがないよう、適切な毒劇薬物の管理に努めてまいります。

令和5年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R5.11.24提出）
18	福祉保健部	医療政策課	原子力発電施設等緊急時安全対策交付金等において、調定が著しく遅延している。	今年度においては、適正に調定しています。 今後、同様の事例が発生しないよう所属内で再度周知するとともに、予定されている歳入について、年度当初においてリスト化し、国費の交付決定から収納までの一連の事務の執行状況について管理・確認を行い、適正な事務処理に努めてまいります。 また、担当者の異動等による漏れがないよう、引継書等に明記します。
19	福祉保健部	長寿社会課	証紙収入実績簿において、手数料の名称毎に記載していないものがある。 また、実績がある月の月計及び累計を記載していないものがある。 さらに、証紙収入実績報告と相違しているものがある。	証紙収入実績簿については、手数料の名称毎に作成し、毎月末において月計及び累計の記載欄を明示した様式に変更し、管理することとしました。 また、証紙収入実績簿の確認にあたっては、複数職員によるチェックを確実に定期的実施するとともに、証紙収入実績報告書を作成する際にも改めて証紙収入実績簿について確認を行い、再発防止に努めてまいります。
20	福祉保健部	福祉保健課	予算執行整理簿（需用費及び備品購入費）の総括課長補佐による毎月の確認が行われていない。	指摘を受け令和4年4月から令和5年5月までの14か月分について、各課室総括課長補佐による確認を行いました。 今後は事務処理を失念しないよう、各調整業務担当者によるスケジュール登録の実施及び班会議での注意喚起を行うとともに、年度末には十分な事務引継を実施し、処理漏れがないよう対応してまいります。
21	福祉保健部	国保・健康増進課	「長崎健康革命」にかかる広告掲載業務において、検査調書が作成されていない。 また、業務仕様書に校正を行うための定めがない。 さらに、期日指定の見積合わせを行うと通知しているにもかかわらず、期間見積として処理している。	契約額が100万円を超える契約については、数回に分けて納品される場合でも、納品の都度、検査調書が必要である旨、職員へ周知し、入札・契約事務マニュアルの確認を徹底しました。 また、このような広告を掲載する業務等については、仕様書に校正回数を確実に明記するようにいたします。 さらに、今後同様の見積執行にあたっては、期限を定めて実施するようにいたします。
22	福祉保健部	障害福祉課	SNS相談モデル事業委託において、相談業務開始時期が仕様書等で明示されていない。 また、予定額の積算に用いた相談期間が実際の期間を超えるなどにより、予定額が過大となっている可能性がある。	障害福祉課の入札及び随意契約について仕様書及び予定額積算書に誤りがないか再度確認いたしました。 今後は、委託する業務内容、業務量及び予定額積算について十分な精査を行うとともに、適切な仕様書の作成等、適正な事務処理に努めてまいります。
23	福祉保健部	国保・健康増進課	令和3年度長崎県難病患者就労支援事業費補助金において、額の確定を行っていない。	指摘を受け、直ちに交付確定通知を發出いたしました。 今後は確定漏れを防ぐため未確定一覧を作成し班内で共有することとしました。

令和5年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R5.11.24提出）
24	福祉保健部	医療政策課	<p>公金支出情報システムにおいて、個人名を表示しているものがある。</p> <p>また、非表示と整理した支払先名が支払内容欄で表示されている。</p>	<p>公開されていた個人名・施設名については、指摘を受けた後、直ちに非表示処理の対応を行いました。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、公金支出情報確認作業を適切に行い、公開前の再確認についても、調整担当者と事業担当及び班長の多重チェックを行うことでチェック体制を強化してまいります。</p>
25	こども政策局	こども家庭課	<p>証紙収入実績簿において、手数料の名称毎に記載していない。</p>	<p>監査終了後、規則を再度確認のうえ様式を改めるとともに、手数料毎に記載する必要があることについて、所属内で周知徹底を図りました。</p> <p>また、証紙収入実績簿が適切に管理されているか複数職員で毎月チェックを行い、適切な事務処理に努めております。</p>
26	こども政策局	こども未来課	<p>予算執行整理簿（需用費及び備品購入費）の総括課長補佐による毎月の確認が行われていない。</p>	<p>担当者をはじめ所属内で事務処理の必要性を共有のうえ、業務のスケジュール登録を行う等により適切な事務処理に努めております。</p>
27	産業労働部	企業振興課	<p>クリアファイル作成代について、施行伺の決裁前に見積書を徴取している。</p>	<p>見本市で配布するクリアファイル作成の物品購入伺について、決裁日を誤って記入していたものです。</p> <p>決裁後直ちに決裁日を記入することを改めて徹底するとともに、見積決定を行う際には、決定者にて再度、決裁日と見積書の提出日等の確認を行うなど、再発防止に努めてまいります。</p>
28	産業労働部	経営支援課	<p>長崎県保証料補給補助金の実施要綱改正にあたり、過去の改正内容を反映させていない。</p>	<p>昨年度、要綱内の別表を改正した際、起案文書に誤って改正前の古い要綱本文を添付し、その内容で関係機関へも通知していたものです。</p> <p>指摘後速やかに、適正な内容へ是正する形で決裁を取り、令和5年7月28日付で、改めて関係機関へ通知しております。</p> <p>今後、改正の際は、改正経過を複数人で確実に確認するなどして再発防止に努めてまいります。</p>
29	産業労働部	雇用労働政策課	<p>長崎県外国人材受入緊急支援事業補助金において、補助金額に変更が生じたにもかかわらず、変更交付決定に係る手続を行わないまま額の確定を行っている。</p>	<p>長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱において、補助額に変更が生じる場合は、変更申請による交付決定の処理が必要であるとされているにも関わらず、処理を行わないまま、額の確定に伴う還付命令を行っていたものです。</p> <p>認識不足により発生した事案であることから、今後は課内担当者向け勉強会の開催、起案時に関係規定をもれなく添付し、決裁時に複数でチェックするなど課内でチェック体制を強化し、再発防止に努めます。</p>

令和5年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R5.11.24提出）
30	産業 労働部	窯業技術センター	従物（工作物等）内訳表が令和元年度以降整備されていない。 また、平成30年度以前に取得した外灯、柵、モニュメント等が記載されていない。	従物（工作物等）内訳表のうち建物にかかる従物について、令和元年度以降更新しておらず、また、平成30年度以前に取得した外灯、柵、モニュメント等については、土地にかかる従物として内訳表に登載が必要でしたが失念していたものです。 改めて、建物及び土地にかかる従物を確認し、令和5年5月30日に、従物（工作物等）内訳表を整備いたしました。 今後は、公有財産取扱規則や関係通知等の確認を徹底し、適正な管理に努めてまいります。
31	産業 労働部	未来人材課	長崎インターンシップ推進協議会において、県職員が事務局職員として会務に従事しているが、職務専念義務免除の手続きを行っていない。	任意団体の会計業務に従事する際は職務専念義務の免除の手続きが必要なところを、事務分掌に記載することで、手続きが不要だと誤認していたものです。 指摘後速やかに、職務専念義務の免除の手続きを行いました。 今後は、職務専念義務の免除の手続きが必要な場合は、確認の上、適切に対応してまいります。
32	水産部	長崎港湾漁港事務所 港営課	漁港施設使用料相当額について、債務者（法人）以外の者から第三者弁済として分納を受けているが、第三者弁済の前提となる債務者の法人格が存続しているかどうか確認していない。	債務者である法人の現況確認が不十分だった案件です。 予備監査終了後、令和5年5月18日に法人登記簿を取得したところ、法人は解散しておりましたが、清算手続きは行われておりませんでしたので法人格は存続しており、引き続き第三者弁済として分納を請求してまいります。また、清算手続きが行われていないか、毎年確認してまいります。
33	水産部	長崎港湾漁港事務所 港営課	県が所有者に代わり引揚げた船舶について、引揚げ後の撤去・処分の要請及び土地使用料相当額の不当利得返還請求を行っていない。	不当利得返還請求を行っていなかった案件です。 所有者及び相続関係人に対し撤去・処分を要請し、漁港施設目的外使用料相当額の算定のための調査を行い、速やかに不当利得返還請求を行ってまいります。
34	水産部	水産加工流通課	令和4年度「長崎俵物」品質基準管理業務において、委託契約期間以前の経費が精算額に含まれている。	実績報告の際の確認が漏れていたものですが、委託先に再精算を依頼し、既に差額分の返還手続きが完了しております。今後は、決裁時に課内において、十分なチェックを行い、再発防止に努めてまいります。
35	土木部	長崎港湾漁港事務所 港営課	県が所有者に代わり引揚げた船舶について、引揚げ後の撤去・処分の要請及び土地使用料相当額の不当利得返還請求を行っていない。	令和5年10月に臨戸訪問を行い、引き揚げ後の撤去・処分の要請を行い土地使用料相当額の不当利得返還請求を行いました。
36	土木部	長崎港湾漁港事務所 港営課	督促後に完納され収入未済が解消したものについて、延滞金条例に基づく延滞金を徴収していない。	債権管理簿にて、督促の有無などの確認を行うよう、今後、適切な事務処理に努めてまいります。

令和5年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R5.11.24提出）
37	土木部	県北振興局 建設部 田平土木維持管 理事務所	福島港における沈没船引 上げ費用に係る履行延期の 承認において、振興局長の 決裁を受けていない。	履行延期申請承認伺の決裁権者について県北振興局決 裁規程を十分に確認せず、事務処理を行っていたもので す。 今後は、決裁規程を確認し、決裁権者の承認を得て事 務処理を行ってまいります。
38	土木部	河川課	国庫支出金等において、 調定が著しく遅延してい る。	現在、調定すべき案件を取りまとめた一覧表を作成 し、遅延がないよう複数人で確認を行っております。今 後も、適正な事務処理に努めてまいります。
39	土木部	砂防課	国庫支出金において、調 定が著しく遅延している。	現在、調定すべき案件を取りまとめた一覧表を作成 し、遅延がないよう複数人で確認を行っております。今 後も、適正な事務処理に努めてまいります。
40	土木部	長崎振興局 建設部 管理課	道路占用料相当額の不当 利得返還請求について、相 手が時効援用していないに もかかわらず時効期間経過 分を請求していない。	民法の時効援用に関して認識が不足していたため発生 した案件です。 時効期間経過分の道路占用料相当額については、令和 5年9月29日に不当利得返還請求を行い、令和5年10月 3日に納入されています。 今後、不当利得返還請求の事案が発生した場合は、時 効援用の有無により請求期間を判断し、適切な事務処理 に努めてまいります。
41	土木部	県北振興局 管理部 会計課	指方トンネル電気使用料 ほか2件において使用料の 算定が過少となっている。	指方トンネル等に、県警本部及び九州管区警察局が通 信施設（Nシステム、無線通信施設）を設置しているこ とに伴う、県警本部及び九州管区警察局が負担する電気 使用料の算定に、再生可能エネルギー発電促進賦課金が 含まれていなかったものです。 電気使用料の算定につきましては「覚書」を交わして おりますが、その中で再生可能エネルギー発電促進賦課 金は「含めない」とはしておりませんので、ご指摘のと おり、電気使用料の算定が過少となっていました。 県警本部及び九州管区警察局と協議のうえ、6月分 （7月に県警本部及び九州管区警察局に請求）から、再 生可能エネルギー発電促進賦課金を含めて電気使用料を 算定し請求しています。
42	土木部	県北振興局 建設部 建設管理課	前回、局内他課の監査で 指導したにもかかわらず、 証紙収入実績簿の年月日欄 に証紙消印日とは異なる日 付を記録している。	証紙収入実績簿の年月日欄に証紙の消印日を記入すべ きところ、決裁日を記載していたため、指摘を受けたも のです。 証紙収入実績簿の記録に関する理解不足に加え、前回 の局内他課への監査指導の内容を十分に把握していな かったことが、今回のミスにつながったと考えておりま す。 今後は、証紙収入実績簿の年月日欄に証紙消印日を記 載する旨を表示するとともに、上司による記載確認を徹 底してまいります。 なお、定期監査等で指摘・指導を受けたものについて は、繰り返すことがないよう局内において共有を図るた め、研修会を実施してまいります。

令和5年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R5.11.24提出）
43	土木部	長崎振興局 建設部 道路維持課	道路災害防除工事において、適切な時期に契約変更手続を行わないまま工法を全面的に変更し、併せて地滑り対策工等の工事を追加している。	今回工法の全面的な変更については、業者へは、工事打合せ簿で、指示を行い、精算時に契約変更を行ってまいりました。しかしながら、工法及び工事費の大幅な変更であったことから、速やかに変更契約を行うべきでありました。今後は、このような事案の場合は、適切な時期に変更契約を行うこととします。
44	土木部	長崎振興局 建設部 管理課	行政財産の目的外使用許可において、使用許可期間が県で定める上限を超えるとともに、工事請負業者に対し使用許可している。 加えて、行政財産使用許可台帳が作成されていない。	許可決裁の際、根拠法令等や台帳が添付されておらず、書類審査が不十分であったため発生した案件です。 令和5年6月30日付で正規の申請者に対して正規の使用許可期間での変更許可を行い、行政財産使用許可台帳も作成しています。 今後は、決裁時に事務取扱要領や使用許可台帳が添付されていることを確認し、課内でのチェックを確実にを行い、適切な事務処理に努めてまいります。
45	土木部	長崎港湾漁港事務所 港営課	港湾施設用地の使用許可において、使用開始後に提出された使用許可申請書の申請日を使用開始日の前日に書き換えて、書き換えた日付で許可している。	継続使用の事業者に対しても、使用期間の開始前に申請書を提出するよう指導等を行い、書き換えの事例が発生しないように努めます。
46	土木部	長崎港湾漁港事務所 港営課	港湾施設用地の目的外使用許可における使用料の支払について、条例や規則に規定がないまま、許可申請者からの書面による分割支払願に基づき分割払を認めている。	次回の使用許可から分割払いは認めずに、許可期間ごとの使用料を請求します。
47	土木部	長崎港湾漁港事務所 港営課	常盤ターミナルビルの駐車場に係る使用料の算定根拠が不明確である。	常盤ターミナルビルの駐車場使用料については、単価が定められていなかったため、長崎県港湾管理条例第8条（目的外使用許可）に基づく「知事その都度定める額」として、近隣の元船ターミナル駐車場料金を参考に単価を定めたものです。 なお、単価を定めるに当たって事務処理に不備がありましたので、単価決定の手続きを改めて行いました。

R05-40060-02848
令和5年11月30日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 近藤 智昭 様
長崎県監査委員 饗庭 敦子 様

長崎県教育委員会教育長職務代理者 廣田 勲
(公 印 省 略)

令和5年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置状況について（通知）

令和5年10月3日付R05-21000-00726にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

令和5年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R 5. 11. 30提出）
1	教育庁	教育環境整備課	旧長崎式見高等学校建物アスベスト調査業務において、契約書で禁止されている再委託がなされている。	当該業務の契約にあたっては、アスベストの調査分析も含めて完結して遂行できるとの誤った認識により生じたものです。 今後は、入札・契約事務マニュアルなどを確認し、適正な事務処理に努めてまいります。
2	教育庁	児童生徒支援課	24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）夜間休日相談業務委託において、メール相談業務の内容が破棄されることなく契約先のPCに保存されている。	契約書で定める個人情報取扱特記事項に基づき、適切に管理されているものとして、契約が終了する時点で削除させることへの認識が不足していたことにより生じたものです。 指摘を受けて業者に削除依頼を行い、これまでのメールは、令和5年11月13日に削除されたことを確認しました。 今後は、契約が終了する時点で確実にデータを削除するよう契約書に明記することとします。
3	教育庁	教育環境整備課	長崎県立高等学校寄宿舎運営費補助金において、仕入れに係る消費税等相当額報告書の内容確認がなされていない。	仕入れに係る消費税等相当額報告書についての認識が不足していたことにより生じたものです。 今後は、同様の事案が生じないよう所属内において共有するとともに、複数の職員でチェックを徹底するなど、適切な事務処理に努めてまいります。
4	教育庁	体育保健課	長崎県高等学校体育連盟事業費補助金（県高等学校新人体育大会離島地区選手派遣事業）において、補助金額に変更が生じたにもかかわらず、変更交付決定に係る手続を行わないまま額の確定を行っている。	補助金額に変更が生じている場合は、補助金実施要綱に基づき、変更交付に係る手続を行う必要がありますが、その確認が不足していたことにより生じたものです。 今後は、補助金の変更取扱いについて、規則及び要綱を遵守し、適切な事務処理に努めてまいります。

崎会（監指）第205号
令和5年11月24日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 近藤 智昭 様
長崎県監査委員 饗庭 敦子 様

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子
（公印省略）

令和5年度普通会計定期監査結果（前期）に係る措置状況について（通知）

令和5年10月3日付R05-21000-00726にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

令和5年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R 5.11.24提出）
1	警察本部	警察本部	自動車安全運転センター補助金において、補助金額に変更が生じたにもかかわらず、変更交付決定に係る手続を行わないまま額の確定を行っている。	今後は、事業期間中に補助金額の変更が生じた場合には、事業者に変更承認申請書等の提出を求め、変更交付決定を行い補助金額を確定させます。

雑 報

一般競争入札の実施について（公告）

長崎県立大学マイクロソフト教育機関向け包括ライセンス（EES）一式について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和6年1月26日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

長崎県立大学マイクロソフト教育機関向け包括ライセンス（EES）一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 契約期限

令和6年4月1日から令和9年3月31日

(4) 納入及び作業場所

長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1 長崎県立大学シーボルト校

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札の参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) アまたはイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）（以下、「県資格」という。）に定める資格

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格

(3) 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札書受理期限までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと

(4) この公告の日から15の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者でないこと

3 競争入札参加資格を得るための申請の方法

(1) 競争入札参加者の資格は、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

ア 前2カ年の損益状況

イ 従業員数

ウ 前2カ年の純資産の状況

エ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率及び流動比率）

4 資格審査申請の時期

この公告の日から、令和6年2月7日（水）まで（大学の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。

5 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から(4)に掲げる

場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県立大学のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

① 申請者のうち、県資格を取得している者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書

イ 委任状

ウ 印鑑届（様式第2号）

エ 口座振替申込書（様式第3号）

オ 長崎県からの資格審査結果通知書の写し

② 申請者のうち、県資格を取得していない者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書

イ 委任状

ウ 営業概要書

エ 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

オ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

カ 県税に関し未納がないことを証する証明書

キ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

ケ 印鑑届（様式第2号）

コ 口座振替申込書（様式第3号）

※ 提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(3) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨

申請書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1

（名称）長崎県立大学シーボルト校 総務企画課総務グループ

（電話）095-813-5500

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第4号）を通知（郵送）する。

7 資格審査の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書にて通知する。

8 資格審査申請事項の変更

入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金（法人の場合）

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

- (7) 金融機関取引口座
(8) 電話番号
- 9 資格の取消し等
入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。
- 10 入札説明書の交付方法
(期間) この公告の日から令和6年2月7日(水)まで(大学の休日を除く。)の9時00分から17時00分の間
(場所) 13の部局とする。
(受領) 入札参加希望者は、13の部局で必ず入札説明書を受領すること。
なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒(角2サイズ)及び切手(140円)を同封のうえ、13の部局まで送付すること。(上記期間内必着とする。)
- 11 入札参加条件
この入札に参加する者は、入札説明書の別記に掲げる納入しようとする物品の機能等証明書を令和6年2月8日(木)17時00分までに、13の部局に提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。
- 12 質問書の提出
当該入札に関する質問については、令和6年2月7日(水)17時00分までに、13の部局に書面にて提出すること。提出は郵送、持参を基本とするが、やむを得ない場合はFAX(095-813-5220)での提出も可とする。この場合にあつては、入札期日までに押印した原本を提出すること。なお、回答は入札期日までの間にFAXにて行う。
- 13 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
(住所) 〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1
(名称) 長崎県立大学シーボルト校 総務企画課企画グループ
(電話) 095-813-5735
- 14 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 15 入札の日時及び場所
(日時) 令和6年2月14日(水) 14時00分開始
(場所) 長崎県立大学シーボルト校 本部棟2階特別会議室
開札当日が悪天候(大雨、大雪等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に13の部局に確認すること。
- 16 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
徴収しない。
ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。
(2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 17 入札が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。なお、適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 18 入札の無効
次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（署名のみ、また、入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

19 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

20 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

長崎県立大学ウイルス対策ソフト使用許諾権一式について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。
令和6年1月26日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名及び数量
長崎県立大学ウイルス対策ソフト使用許諾権一式
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 契約期限
令和6年4月1日から令和9年3月31日
- (4) 納入及び作業場所
長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1 長崎県立大学シーボルト校
- (5) 入札の方法
前記(1)の物品を一括して入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札の参加資格

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者

である。

(2) アまたはイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）（以下、「県資格」という。）に定める資格

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格

(3) 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札書受理期限までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと

(4) この公告の日から15の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者でないこと

3 競争入札参加資格を得るための申請の方法

(1) 競争入札参加者の資格は、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

ア 前2カ年の損益状況

イ 従業員数

ウ 前2カ年の純資産の状況

エ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率及び流動比率）

4 資格審査申請の時期

この公告の日から、令和6年2月7日（水）まで（大学の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。

5 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から(4)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県立大学のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

① 申請者のうち、県資格を取得している者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書

イ 委任状

ウ 印鑑届（様式第2号）

エ 口座振替申込書（様式第3号）

オ 長崎県からの資格審査結果通知書の写し

② 申請者のうち、県資格を取得していない者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書

イ 委任状

ウ 営業概要書

エ 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

オ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

カ 県税に関し未納がないことを証する証明書

- キ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- ケ 印鑑届（様式第2号）
- コ 口座振替申込書（様式第3号）

※ 提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

- (3) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨
申請書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。
- (4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
(住所) 〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1
(名称) 長崎県立大学シーボルト校 総務企画課総務グループ
(電話) 095-813-5500
- 6 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第4号）を通知（郵送）する。
- 7 資格審査の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書にて通知する。
- 8 資格審査申請事項の変更
入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 所在地
 - (3) 代表者
 - (4) 資本金（法人の場合）
 - (5) 使用印鑑
 - (6) 委任事項
 - (7) 金融機関取引口座
 - (8) 電話番号
- 9 資格の取消し等
入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。
- 10 入札説明書の交付方法
(期間) この公告の日から令和6年2月7日（水）まで（大学の休日を除く。）の9時00分から17時00分の間
(場所) 13の部局とする。
(受領) 入札参加希望者は、13の部局で必ず入札説明書を受領すること。
なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒（角2サイズ）及び切手（140円）を同封のうえ、13の部局まで送付すること。（上記期間内必着とする。）
- 11 入札参加条件
この入札に参加する者は、入札説明書の別記に掲げる納入しようとする物品の機能等証明書を令和6年2月8日（木）17時00分までに、13の部局に提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。
- 12 質問書の提出
当該入札に関する質問については、令和6年2月7日（水）17時00分までに、13の部局に書面にて提出すること。提出は郵送、持参を基本とするが、やむを得ない場合はFAX（095-813-5220）での提出も可とする。この場合にあつては、入札期日までに押印した原本を提出すること。なお、回答は入札期日までの間にFAXにて行う。
- 13 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
(住所) 〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1
(名称) 長崎県立大学シーボルト校 総務企画課企画グループ
(電話) 095-813-5735
- 14 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 入札の日時及び場所

(日時) 令和6年2月14日(水) 14時30分開始

(場所) 長崎県立大学シーボルト校 本部棟2階特別会議室

開札当日が悪天候(大雨、大雪等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に13の部局に確認すること。

16 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

17 入札が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。なお、適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

18 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(署名のみ、また、入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)その他必要な記載事項を確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

19 落札者の決定方法

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

20 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト